○国土交通省告示第四百八十三号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第二条第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者を次のように定める。

平成二十八年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件

第一　建築基準法（以下「法」という。）第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、次のとおりとする。

一　建築基準適合判定資格者

二　建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）による改正前の建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「旧施行規則」という。）第四条の二十第一項第二号の登録を受けた講習を修了した者

第二　法第十二条第二項の点検について法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物の維持保全に関して二年以上の実務の経験を有する者とする。

第三　法第十二条の三第三項第一号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、次のとおりとする。

一　建築基準適合判定資格者

二　旧施行規則第四条の二十第二項第二号又は同条第三項第二号の登録を受けた講習を修了した者

三　一般社団法人日本建築防災協会が行う防火設備検査員に関する講習の課程を修了した者（平成二十八年二月九日までに実施された修了考査に合格した者に限る。）

第四　法第十二条第四項の点検について法第十二条の三第三項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、国等の建築物の昇降機又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して二年以上の実務の経験を有する者とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年二月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第3196号	落下傘付信号	興亜化工株式会社	雷管を変更

○国土交通省告示第四百八十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年二月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5024号	個人装具（安全灯及びおのを除く）	デュアルガード防火衣セット	株式会社赤尾	防火層の生地を変更

○国土交通省告示第四百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年二月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5372号	落下傘付信号	KMA59	興亜化工株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目13番9号

○九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月九日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十四号	鹿児島市桜島赤水町一三六四番二から同市桜島赤水町一二〇一番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月九日

国会事項

衆議院

質問書提出

三月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

TAVI治療の保険適用拡大に関する質問主意書（奥野総一郎提出）

諫早湾干拓調整池の水質改善及び有明海の漁業環境の再生に関する質問主意書（大串博志提出）

ハローワークの求人票の労働条件が実際と違うことにより離職の増大に繋がることに関する再質問主意書（仲里利信提出）

会議

三月八日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

三月七日議員から次の質問主意書が提出された。

通称使用に関する質問主意書（藤末健三提出）（第七三号）

日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七四号）

国の公用車の使用に関する質問主意書（有田芳生提出）（第七五号）

質問主意書転送

三月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

不測の事態における自衛隊員の武器使用の基準に関する質問主意書（藤末健三提出）（第六八号）

わが国の防衛に関係する空港システム、電力システム、交通システムなどに係るサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書（藤末健三提出）（第六九号）

石垣島への自衛隊配備の問題に関する第三回質問主意書（糸数慶子提出）（第七〇号）

基準違反の疑いのある「機能性表示食品」の販売問題等に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第七一号）

北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第七二号）

人事異動

内閣

特命全権大使　甲斐　哲朗

同　山中　誠

願に依り本官を免ずる（各通）

（海上保安庁警備救難部付）　海上保安官　山戸　義勝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する